

令和3年度 公益財団法人秋田県女性会館 第3回評議員会議事録

1 日 時 令和3年10月14日（木）午前10時から12時まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室（アトリオン7階）

3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 井上 栄

評議員 高橋 静子 評議員 佐々木 正（以上4名）

[理事出席者] 代表理事 高山 万紀子 業務執行理事 庄内 公子（以上2名）

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の今後の経営改善について

[報告事項]

①令和3年度第4回及び第5回理事会の決議内容について

②「公益法人の運営組織及び事業活動の状況について（報告）」について

③その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、相場郁子評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、佐々木正評議員と井上栄評議員を選出した。続いて、代表理事から「報告事項」①及び②は、「決議事項」の各議案と密接な関連があることから「決議事項」に先立ち「報告事項」を行う進行方法についての提案があり、議長が出席評議員の同意を得て「報告事項」「決議事項」の順に議事に入った。

[報告事項]

報告事項の①については代表理事から、②については業務執行理事から資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、出席評議員全員に了承された。③他の報告として、「全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）」について、代表理事から大会チラシ等の資料に基づき説明がありその後質疑が行われ、出席評議員全員に了承された。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

このことについて、業務執行理事から資料に基づき基本財産の取り崩しが必要となった事由や第5回理事会における承認の審議経過について説明が行われた。その後、質疑が行われ、基本財産の取り崩しは、やむを得ないが、今後は評議員会及び理事会それぞれにおいて当法人の行く末を真剣に考えなければならないとし、出席評議員全員一致で決議された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の今後の経営改善について

このことについて、業務執行理事から秋田県公益認定等委員会から請求があった「公益法人の運営組織及び事業活動の状況の報告について（請求）」に対する回答を行ったことについて資料に基づき説明が行われた。

また、この議案に関連することとして、昨日10月13日、理事及び監事の9名が自主的に参集し、事業の検討会が開催されたので、この会の検討内容について次のとおり説明が行われた。

・具体的経営改善方法の検討について

- ①講座 新講座の開設、既存講座の受講者増員を図る。
- ②自販機の導入 以前からプラスL友の会が検討を重ねてきた焼き芋に固執せず、飲み物、食品（パン、弁当、軽食、麺類、雑貨他）の販売ができる機種導入について引き続き検討する。自販機をリースにするか買取るかは、性能・価格・コスト・収入見込みを精査し決定する。なお、これらの案を当法人の収益事業とするために、秋田県公益認定等委員会への変更認定申請を急がなければならない。
- ③クラウドファンディング（特定寄附金） 災害対応自販機設置・秋田の赤い靴銅像廻り花壇作成・セミドキュメンタリー映画「みちのく秋田・赤い靴の女の子」上映会・アトリオ街角ピアノ設置等の案が出され、特定寄附金をクラウドファンディングで募るなど実現可能なものを次年度中に実施する方向で検討する。

説明の後、質疑が行われ、これらの提案が絵に描いた餅にならないように先に進められたいとし、また、経営改善への取り組みについて非常に心配であるが、評議員会では、事業活動に関する理事の業務執行を見守ることとし、各評議員は助力を惜しまないことを付託して、出席評議員全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和3年 11月 8日

議

長

相場郁子



議事録署名人

佐々木

正



議事録署名人

井上

栄

